

財 関 第 5 0 0 号
令 和 3 年 7 月 1 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

關 稅 局 長 田 島 淳 志

關税法基本通達等の一部改正等について

關税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和3年7月1日（ただし、下記第2及び第4、第5及び第6（別紙6-2）については、同年10月1日）から実施することとし、また關税法第70条の規定に基づく他法令確認に係る取扱いの特例について（平成4年6月12日蔵関第574号）を廃止することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 關税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第2 關税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第3 とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）の
一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第4 とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）の
一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる

ように改める。

第5 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

次に掲げる様式をこれに対応する別紙6-1に掲げる様式に改める。

税関様式C第1005号

（II 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙6-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改める。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第9 関税法第70条の規定に基づく他法令確認に係る取扱いの特例について（平成4年6月12日蔵関第574号）を廃止する。